## 【前期第12問】

S及びTは福岡県の北九州市を本拠地とする TDK 組の組員であったが、かねてより同組一派の首領 H に対して不快の念を覚えていた。平成 23 年 6 月 16 日の深夜 0 時 25 分ころ、S、T は H とともに H の車で甲会長の荷物 8 点を TDK 組事務所に運んでいたが、事務所に到着し、荷物を事務所に運び入れる際、T と H は口論になり、H は T の左頸部を手拳で一回殴打した。T は H に殴りかかられたことに憤激して、とっさに H 殺害を決意し、事務所玄関上がり口においてあった拳銃を持ち出し、事務所前道路上で H をめがけて発砲した。

同事務所玄関に荷物を運び入れていたSは銃声を聞きTがHを銃撃したものと直感した。Sが玄関外に出ると、TがHを追いかけており、両名が同事務所から50 メートル離れたP 歯科医院邸内に飛び込んだ途端2 発の銃声が聞こえた。S はT の銃撃が急所を外れていたらH に止めを刺そうと考え、即座に同事務所玄関にあった日本刀を携えて急行した。T の3 度にわたる銃撃によりP 医院玄関前に倒れていたH に対し、S はH がまだ生きていると信じ、殺意をもってその左右腹部、前胸部等を日本刀で突き刺した。

Sの罪責を論じよ。なお、以下のQによる鑑定書を参考にすること。

## 【Qによる鑑定書】

「H の死因は P 歯科医院前で T によって加えられた第 2 弾による頭部貫通銃創であり、その後 S から受傷した刺、切創には単なる細胞の生的反応は認められるとしても、いわゆる生活反応が認めがたいから、これらの創傷の加えられた時には死に一歩踏み入れていたもの即ち医学的には既に死亡していたものと認める。」

参考判例:広島高裁昭和36年7月10日判決